

参考資料

山梨県社会福祉審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和60年山梨県規則第8号）第13条の規定に基づき、山梨県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の設置)

第2条 審議会に次の表の左欄に掲げる専門分科会を置き、専門分科会は、委員長から付託を受けて、同表の右欄に掲げる事項を調査審議する。

名 称	調 査 審 議 事 項
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否に関する事項
障害者福祉専門分科会	身体障害者（児）及び知的障害者（児）の福祉に関する事項
高齢者福祉専門分科会	高齢者の福祉に関する事項
児童福祉専門分科会	児童、妊産婦及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項

- 2 審議会の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

(審査部会の設置)

第3条 障害者福祉専門分科会に障害者審査部会を置き、児童福祉専門分科会に児童福祉施設審査部会、養護母子審査部会、児童措置審査部会及び健全育成審査部会を置く。

- 2 障害者審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
 - (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を申請する者の障害程度の審査
 - (2) 身体障害者福祉法第15条第1項の規定による身体障害者の診断書を作成する医師の指定に関する審査
 - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による医療機関のうち、育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定に関する審査
 - (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第27条の規定による異議申立て及び第28条の規定による審査請求に係る障害等級

の認定に関する審査

- 3 児童福祉施設審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
 - (1) 児童福祉法第35条第6項に規定する保育所の設置の認可に関すること。
 - (2) 児童福祉法第46条第4項に規定する児童福祉施設の事業の停止に関すること。
 - (3) 児童福祉法第59条第5項に規定する無認可児童福祉施設の事業の停止又は施設の閉鎖に関すること。
 - (4) 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成24年山梨県条例第63号）第3条に規定する児童福祉施設の最低基準の向上のための勧告に関すること。
- 4 養護母子審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
 - (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4の規定による里親の認定に関する審査
 - (2) 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第12条の規定による母子福祉資金の貸付の停止及び第29条において準用する第12条の規定による寡婦福祉資金の貸付の停止に関する審査
- 5 児童措置審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
 - (1) 児童若しくはその保護者の意向が次の措置と一致しないとき、又は知事が必要と認めるときに当該措置をとること。
 - (ア) 児童福祉法第27条第1項第1号の児童若しくはその保護者に対する訓戒若しくは誓約書の提出の措置、同項第2号の児童若しくはその保護者に対する児童福祉司等の職員による指導若しくは児童家庭支援センター等への指導の委託の措置、同項第3号の児童に対する小規模住居型児童養育事業を行う者等への委託若しくは乳児院等の施設への入所の措置又は同条第2項の指定医療機関への委託の措置
 - (イ) 児童福祉法第27条第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更すること。
 - (2) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項の規定に基づく児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について検証を行い、必要な再発防止策を検討すること。
 - (3) 児童福祉法第33条の15第3項の規定に基づき、被措置児童等虐待に対して県が講じた措置
- 6 健全育成審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
 - (1) 児童福祉法第8条第7項の規定による芸能、出版物、がん具、遊戯等の推薦又は勧告に関する審査
 - (2) 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和39年山梨県条例第43号）第5条第3項の規定による有害図書類の指定、第5条の3第2項の規定による有害刃物類及び有害がん具類の指定、第6条第3項の規定による有害興行の指定並びに第7条第1項の規定による有害広告物の内容の変更又は撤去等の措置に関する審議
- 7 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、それぞれ障害者福祉専門分科会又は児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 8 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

- 9 部会長は、審査部会の事務を掌理する。
- 10 部会長に事故ある時は、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を行う。

(会議)

- 第4条 審議会、専門分科会及び審査部会は、委員長が招集する。
- 2 委員長、専門分科会長及び部会長は、それぞれの会議の議長となる。
 - 3 委員長が必要と認めるときは、委員は、web 会議システム（映像と音声の送受信により会議に出席する委員の間で同時かつ双方向に対話することができる会議システムをいう。以下同じ。）を利用して、会議に出席することができる。
ただし、web 会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合、当該 web 会議システムを利用して出席した委員は、音声を送受信できなくなった時刻から会議を退席したものとみなす。
 - 4 専門分科会及び審査部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
 - 5 専門分科会及び審査部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長又は部会長の決するところによる。
 - 6 審議会の審議内容は原則として公開とする。ただし、民生委員審査専門分科会及び審査部会の審議内容は非公開とする。

(決議)

- 第5条 民生委員審査専門分科会及び審査部会は、必要に応じ、持ち回り審議をもって決議を行うことができる。
- 2 専門分科会及び審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。この場合において、専門分科会長及び部会長は、その結果を委員長に報告するものとする。

(幹事)

- 第6条 各専門分科会に、幹事を置くことができる。
- 2 幹事は、専門分科会長の名を受け、各専門分科会の会務を処理する。

(庶務)

- 第7条 審議会の庶務は、山梨県福祉保健部福祉保健総務課において処理する。ただし、障害者福祉専門分科会及び障害者審査部会は山梨県福祉保健部障害福祉課において、高齢者福祉専門分科会は山梨県福祉保健部健康長寿推進課において、児童福祉専門分科会及び児童福祉施設審査部会は山梨県子育て支援局子育て政策課において、養護母子審査部会及び児童措置審査部会は山梨県子育て支援局子ども福祉課において、健全育成審査部会は山梨県教育庁生涯学習課において処理する。

(その他)

- 第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 8 月 2 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項第 3 号の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 8 月 28 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項の次に 1 項を加える改正規定（同条第 3 項第 1 号に係る部分に限る。）は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 7 月 21 日から施行する。